

答 申 第 3 号
令和 2 年 6 月 9 日

高砂市長 都倉 達殊 様

高砂市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 井 上 典 之

高砂市個人情報保護条例第 8 条第 6 号の規定に基づく要援護者実態
調査事務において実施機関以外への個人情報の提供について（答申）

令和 2 年 5 月 22 付高諮第 3 号で諮問のあった標記のことについては、審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

諮問のあった要援護者実態調査事務において実施機関以外への個人情報の提供については、以下の理由により公益上特に必要があると認めることが適当である。

2 審査会の判断理由

（1）事務の概要

高砂市では、援護が必要な高齢者等が適切な援護を受けられ、安心して地域で暮らせるまちづくりを推進し、また、災害時における要援護者の救助活動に備えるため、要援護者実態調査を行い、地域での見守り活動の充実を図っている。

実態調査を実施するにあたり、市長が任命する調査員（民生委員・福祉委員等）に介護度や障害の状況を事前に提供することで、援護が必要となる高齢者をより効果的、効率的に把握でき、また、訪問する民生委員等の負担が軽減される。

（2）個人情報等の内容

- ① 介護保険における介護度
- ② 障害種別・部位・等級

(3) 提供先

- ① 委託業者（高砂市社会福祉協議会）
- ② 市長が任命する調査員（民生委員、福祉委員、その他市長が認めた者）

(4) 調査員へ情報提供する必要性

要援護者実態調査において最低限に必要な情報である住所、氏名、生年月日、一人世帯等の世帯状況を社会福祉協議会等に提供することで事業を実施していますが、高砂市が把握している情報の中で、援護が必要となる可能性が高い介護度及び障害の状況を情報提供することで、援護が必要となる高齢者等をより効果的、効率的に把握し、地域での見守り活動の充実化が図られる。

また、実態調査においては、民生委員等の市長が任命する調査員が対象となる家庭を訪問し、実態把握に努めているが、地域住民の交流が希薄化し、ご近所に住んでいる人の状況を把握していないケースが増えてきている。情報の少ないまま訪問調査で実態を把握していくことが調査員にとって大きな負担となっており、調査員に情報を事前提供することで、その負担が軽減できる。

(5) 個人情報の保護措置（情報セキュリティ対策）

- ① 委託業者（社会福祉協議会）及び調査員（民生委員等）については、契約書第15条において、守秘義務を課している。
- ② 調査員については、市長が任命することとなっており、要援護実態調査実施要綱第4条第2項第1号においても、高砂市個人情報保護条例（平成12年高砂市条例第34号）を遵守するよう規定している。
- ③ 民生委員については、民生委員法第15条において守秘義務が課せられている。
- ④ 福祉委員については、高砂市社会福祉協議会福祉委員規定第4条において守秘義務が課せられている。
- ⑤ 毎年、要援護者実態調査前に実施している調査員への説明会において、個人情報の取扱いを徹底する。

3 留意事項

- (1) 要援護者実態調査事務においては、高砂市個人情報保護条例に基づき、個人情報の徹底管理を強く要望する。